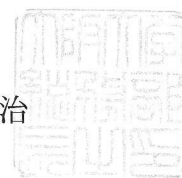


平成20年 6月13日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長
岩切平治



平成20年5月22日付け組合事務室等の貸与に関する
団体交渉申入れに対する回答

組合事務室等の貸与に関する大学の考え方は、これまでの団体交渉等で繰り返し説明しているとおります。

また、組合事務室の貸与手続きが完了していないため、組合事務室に係る光熱水費の徴収手続き（メーター設置等）に支障をきたしており、大学が旧国立大学法人大阪外国語大学から債権を承継した組合事務室光熱水費（平成19年4月から同年9月までの間の貴組合事務室に係る光熱水費〔11,400円〕）についても、滞納状態が今日まで続いていることは、既にお知らせしたとおります。

このように、組合事務室等の貸与に関する大学の考え方に加え、貴組合の対応により不都合が生じていることについては、これまでも再三説明等を行ってまいりました。

繰り返しになりますが、大学としては、貴組合への便宜貸与について、団体交渉を経て検討することを否定したことはなく、団体交渉を拒否する考えもありません。他方、平成19年10月1日以後も、貴組合が正式な手続きを経ないまま組合事務室を使用していることから、同日以降の組合事務室光熱水費の徴収についても、早急に協議を行いたいと考えているところです。

以上の点につき、貴組合からは「協議を行う姿勢を見せない使用者の態度が問題」との指摘がありましたが、『使用願』を提出するかしないかが大きな問題だという認識もしていない」として、事務室に係る「使用願」の提出及び光熱水費の支払いを現在に至るまで拒否し続け、本件の実質的な解決のための協議に応じようとしないう貴組合の対応の方にむしろ問題があると、大学では考えております。

よって、まずは早急に使用願を提出するとともに、平成19年4月から同年9月までの間の組合事務室光熱水費をお支払いください（もちろん、その前に再度団体交渉に応じることはやぶさかではありません）。

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上